

令和5年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 4月 17日 (月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 山田 孝治 | 佐藤 和美 | 永安 達彦 |
| 松田 康浩 | | |
- 5 欠席推進委員
- | |
|------|
| 安永 彰 |
|------|
- 6 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 深川 修作 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小池 正晃 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 5 年第 4 回総会を開会いたします。本日の委員は全員出席でございます。よって定数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事の署名委員を議長の方から指名したいと思いますよろしゅうございますか。それでは指名をいたします。10 番萬代委員、12 番前田委員。よろしくお願ひいたします。それと、この 4 月 1 日より法律が、私たち農業委員会、農業委員に関わる法律が変わりました。ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、下限面積要件が撤廃されました。よって 10 m²でも 5 m²でも農地が取得できるようになったということでございます。</p>
事務局	<p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局による議題の朗読などによる説明をお願いします。</p> <p>6 件朗読。</p> <p>許可申請 6 件について説明いたします。1 件目、資料が 1 ページ、2 ページ、資料 1 の箇所です。所在地●●、転用面積、● m²、申請地は●●から 1. 2 k m の位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第 3 種農地です。</p> <p>申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電力、出力 49. 5 キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第 5 条 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目から 6 件目は、同一譲受人、同一転用目的なので一括して説明します。</p> <p>資料は 3 ページから 11 ページ、資料 2、3、4、5、6 の箇所です。2 番、所在地●●、転用面積 2 番田 3,729 m²のうち 1,054. 3 m²、3 番田 5,572 m²のうち 322 m²、4 番田 3,224 m²のうち 180. 8 m²、5 番田 2,969 m²のうち 99. 5 m²、6 番田 1,168 m²です。申請人は●●、申請地は●●から東 6. 0 k m の位置にある農用地区域内農地です。申請地付近は、●●川浚渫工事に伴う、●●川浚渫工事で資材及び残土置き場として利用し工事用道路を建設するためのものです。農用地区域内の転用ですが、農地法施行令の一時的な転用 3 年以内であってかつ、当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を出す恐れがないと認められること、以上の二つ</p>

	<p>を満たしているので許可の対象となるものです。また一時的な利用のため原状回復する旨の誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
中嶋委員	<p>8番、中嶋です。</p> <p>4月7日、現地へ行って参りました。1番の●●の場所ですが、●●から南の方にいきまして●●というお寺があります。●●のお寺の周りもかなり太陽光パネルが設置してありました。私たちが高校時代はここ多分●●の●●だったように記憶しております。周りも田んぼであとU字溝、排水もしっかりしておりますし境界杭も明確でございましたので、問題はないと思います。ご審議の程をお願いいたします。</p> <p>あと2番から6番の●●の、●●川の浚渫工事でございます。見た限りでは、深さはかなりあるのですが、かなり草というか葎がありまして、幅がちょっと狭いのでかなり大水が出たらすぐ氾濫しそうなような雰囲気ございました。まあ一時転用ということでまた元に戻されるということですので、問題はないように思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは補足説明がございましたら地元委員の人お願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>伊佐地区の山田です。1番につきましては中嶋委員の言われるように別に支障ありません。それから2番から6番についても中嶋委員の言われる通りで別に支障はありませんのでご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。そしたら審議に移りたいと思います。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>無いようであれば採決に移りたいと思います。議案1号につきまして、議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員は挙手をお送りいたします。</p> <p>(挙手)</p>

事務局	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第2、議案第2号、農振法に基づく農業地域除外申請について、議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>農振除外申請について説明します。資料12ページ、13ページ、資料7の箇所です。所在地は●●、申請地は●●から南に5.9kmの位置にある農業振興区域内農地です。申請地は申請者とその家族が使用する駐車場6台分を確保するための除外申請です。以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。では現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
俵委員	<p>はい、7番俵です。図の12ページをお開きください。申請地は●●。上に行くくと●●、下に下がると●●、左の道の沿いですが、左に行くくと●●の交差点に出て、交差点から100m無い所に位置する場所です。隣の物件図を見てもらうと分かるように住宅と、後ろが住宅、前が県道に挟まれた細長い圃場で駐車場にすることは排水の面等、問題ないと思っています。結構幅が狭くて駐車場にしても、使用が難しいのではないかなとそういうふうに思いました。問題はないと思っています。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。では地元委員より何かありましたらお願いいたします。</p>
佐藤推進委員	<p>綾木地区の佐藤です。当日都合悪くて、いけませんでしたので後日確認行きました。該当地は私よくそこを通るんですけど、いつも子供が遊んでいるところですが、委員さんが言われたとおり、市道と家に挟まれて周辺には農地はありませんので、支障ないかなというふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんに何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは採択に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通りに決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>

	<p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案のとおり決定をいたします。決定案に意見を添えて市へ送付いたします。</p>
議長	<p>それでは続きまして議事順位第3、議案第3号。農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>それでは本日配布しております令和5年4月28日告示、令和5年5月1日開始の農業地利用集積計画をご覧ください。今回全体で38筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定と合計いたしまして48,626.69㎡、貸し手が11名、受け手が10名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件で、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること、利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんへ何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。</p>
議長	<p>それでは続きまして議事順位第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>合意解約2件について報告します。1件目は農地中間管理事業に利用されるため、双方の合意により解約されたものです。2件目は、耕作者が耕作出来ないため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者はまだ決まっておりません。以上報告</p>

議長	<p>いたします。</p> <p>分かりました。永嶺さんにもしあれやったら事務局の方から探してもらうように、次の耕作者に打診をしてみてください、お願いします。他に委員の皆さんより何かご意見ございませんか。無いようでしたら、報告事項ですので、終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。はい、特に発言等ございませんので、報告第1号を終わります。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5、報告第2号、農地転用現況証明について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>現況証明願の提出が3件ありましたので説明いたします。1件目資料14ページ、15ページ、資料8をご覧ください。申請が2筆、●●については30年以上前に建物敷地と一体して利用され現在に至ります。●●については昭和58年頃に建物敷地として利用され、現在に至ります。</p> <p>2件目、資料16ページ、17ページ、資料9をご覧ください。ヒノキ等が生育し、70年以上前より山林となって現在に至ります。</p> <p>3件目、18ページ、19ページ、資料10をご覧ください。20年前より申請地には居宅が建っており宅地として利用されています。また、圃場整備は平成13年に行われていますが、非農用地に設定されています。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
俵委員	<p>7番俵です。1番目の●●の件ですが、位置図を見ていただいたら申請地の右側、100mくらい行った所が●●の交差点です。●●の交差点の手前、●●側になりますけど、手前のところですよ。見ていただいたら分かりますけど、●●は圃場整備の残地ということでした。で、この用地が残ってしまったようで。●●は駐車場として利用なさっているようです。まあ致し方ない、というふうに思いました。2番目の●●の件ですが、16ページの申請地の下の方200mくらい行った所に●●の交差点があります。●●の交差点から●●よりも200mの方に進んだ左側の土地です。写真で見ていただいたら分かるのですが、申請が70年前よりヒノキが植林してあるということですから、70年ちょっとは感じられなかったのですが、4、50年は早く経っているヒノキが立っております。3番目の●●、場所ですが18ページの申請地が●●の●●の北側になります。隣接した土地です。写真を見てもらったらわかるように、お宮が建って倉庫が建って現状があります。で、秋芳町は地籍調査も終わっておりますのでこのよう</p>

議長	<p>な筆が残っているのがちょっと不思議ですが、以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。今、俵委員が地籍調査等終了していて、何故こうなっているのかが分からないということで、その後いろいろ調査をいたしました。圃場整備の時に宅地を含めてすべて農地の方に編入をしてその後、残地としてこの宅地の部分が残った。ですから地目が田。その後に地籍調査は行われましたけれど、圃場整備地域については地籍調査の対象外区域になりますので、そのまま残っていたのです。ただ農用地外での要件で残っておりますので、別段無断転用とかそういうような個別に触れるような案件ではないってことは、その後、●●支所ですか。支所の方に確認をしたらきちんとした回答がありましたので、この場を借りて皆さんには回答しておきます。それでは地元委員の方で何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
永安推進委員	<p>永安ですけども、2番目の件ですけども、現地行きましたけども、ちょっと木の見方で何十年ってはっきり分からないですけど、かなり大きなヒノキが立っておりますので、間違いなくその通りだと思います。</p>
松田推進委員	<p>3番の方、別府地区の松田と申します。委員が言われたように問題はないと思います。はい、ご審議の方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>特に意見がないようでしたら、以上で第2号を終わらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。では以上で報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>では続きまして議事順位第6、報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の報告並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読1件。</p> <p>今回12ページにありますように、1件農事組合法人●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんは何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。それではえー以上で報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>では続きまして議事順位第7、報告第4号、農地等利用適格化推進に関する指針について事務局より報告事項の朗読並びに説明を</p>

事務局	<p>お願いします。では。</p> <p>朗読 1 件。</p> <p>本指針（案）については、平成 29 年度に策定した指針の見直しを行うもので、3 月に農業振興部会を開催し、とりまとめたものを本総会に提出しております。美祢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）をご覧ください。</p> <p>本指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する山口県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する美祢市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すもので、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進についての目標、推進方法及び評価方法を示しています。遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法として、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施、農地中間管理機構との連携、非農地判断について、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法として、農地の利用調整と利用権設定等について、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法として、関係機関との連携等について記載しております。本指針については、皆様方のご審議をいただきまして、今後の農地利用最適化活動の指標としていきたいと考えています。よろしくをお願いします。</p> <p>また決定後、案の方を消していただきますようよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは只今報告がありました件につきまして、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。これ、非常に難しいと思いますけども。</p> <p>農業振興部会の方でかなり審議してもらって、作ってもらったものと思っております。特にないようでございましたら、報告事項でございますので、終わらせていただきます。それともし、今後、意見等出ましたら、事務局並びに本総会の中で質問をいただければと思います。よろしゅうございますかね。はい、ではそういうふうなことで、報告第 4 号を終わらせていただきます。</p> <p>では続きまして、議事順位第 8、報告第 5 号、目標及び達成に向けた活動の点検評価及び最適化活動の目標設定等について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）については、3 月に農業振興部会を開催し、とりまとめたものを本総会に提出しております。</p> <p>それでは、内容について説明いたします。</p>

	<p>令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）をご覧ください。</p> <p>1 ページの農業委員会の状況です。</p> <p>令和5年4月1日現在の状況を記載しており、農林業センサス、耕地及び作付面積統計等に基づき作成しております。</p> <p>2 ページの最適化活動の目標です。</p> <p>農地の集積目標については、県の作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき目標を設定しております。</p> <p>課題として、農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害や経営困難（資材の高騰等）による離農者が増加傾向にある中、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定すると共に、新たな認定農業者や認定新規就農者等を確保することが課題であると考えております。</p> <p>遊休農地の解消については、緑区分の遊休農地の解消目標として、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記載しております。</p> <p>課題として、担い手不足により、相続された農地等の遊休化が増え始めていると考えております。</p> <p>新規参入の促進については、目標面積として、平成30年度～令和2年度の権利移動面積の平均の1割以上を記載しております。</p> <p>課題として、就農促進を図るためにも、農地、住宅の確保、農業経営を軌道に乗せるまでの資金の確保、営農技術の習得等の支援体制や県、市、農協等連携を強化するための体制づくりが課題であると考えております。</p> <p>最適化活動の活動目標です。</p> <p>推進委員等が最適化活動を行う日数目標として月7日、活動強化月間の設定目標として、8、12、2月の計3回、新規参入相談会への参加目標として1回を設定しております。</p> <p>今後については、皆様方のご審議をいただきまして、総会に報告後、ホームページ等で公表していきたいと考えています。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>今の報告に対して皆さんの方よりご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
佐藤推進委員	<p>はい、推進委員の立場でいいですか。</p>
議長	<p>あ、いいです。ちょっとマイクを持って。名前だけをお願いします。</p>
佐藤推進委員	<p>推進委員の佐藤ですが、ちょっとお尋ねしたいことがあるんですけど、例えばですね、今の目標の設定等の1ページに、農家、農</p>

	<p>地等の概要がこう書いてあってその右側の方に、認定農業者とかいろんな形態種がこう、書かれてあるのですが、それと先程の指針の3ページとこれリンクしなければいけないというふうに、自分はこう思うのですが、例えば今のその設定の数字を見ると、例えば認定農業者は98でいいのですが、例えば基本構想水準到達者はこの指針で行くとこれは12になっているのですが、現状、これが今34とこう書いてあるのですが、これのつながりがどうなのか。</p> <p>それから認定新規就農者が、この担い手の育成のあれ見ると8形態だけこれ6って書いてあるのですが、これがどうなのだろう。また、農業参入法人というのは担い手の方には書いてないのですがこれはまあいいのですが、それから次にあの、目標の設定等のあの、2ページ目なのですが、この目標の数字の令和5年度の集積率が右側見ると70パーセントとなっているのですが、これはあの、先程の指針見ると現状が39パーセントになっております。それから今年度末の集積面積の累計目標が2,520ですけれども、これはあの指針でいくとあくまでも令和15年の4月が2,520で、今年度末の集積面積が2,520っていうのはどうなのだろうか、と思います。</p> <p>それから、その右側の今年度末の集積率が70パーセントですけど、これも今年度末の集積率70パーセント、これは令和15年の目標の集積率が70パーセントになっております。だからこの辺、数字的にどうなんかなと思って、質問なのですが。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の方よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご指摘の通りちょっと記載間違いしておりました。すいません、先程の報告第4号のところでございます。こちらのところ、3ページでございます。認定新規就農者、こちらの目標設定の方を6って書いております。で、先程の部分について、指針については8と書いております。あのこれすみません。8ではなく6ですいません修正お願いします。</p> <p>で、その下の基本構想到達者、目標設定の方34って書いております。で、指針の方が12って書いてあります。でこちらの方も12ではなくて34で修正の方お願いします。申し訳ございません。</p> <p>それと先程言われた集積面積の方です。目標設定の方が2,520haとなっております。指針の方が10年後に2,520haとなっております。この目標設定については、私の方も10年後をかざして書くものであると認識しておりました。しかしながら、県の方にもお話をいただいたら、あくまでも最適化指針、10年後は2,520であるが、こちらの目標設定については2,520、県の基本方針、基づいて、別のもんとして作ってくださいよ、という話になっております。2,520という形がこちらの最適化活動については5年間、そして指針については10年間でちょっと隔たりはありますが、こちらの数字でいかせていただければと思っております。以上です。</p>

議長	佐藤さん、分かりましたか。
佐藤推進委員	いや、私がものを言うちゃいけん。
議長	いや、いいのですよ。佐藤さんえらい遠慮しておられますけれど、推進委員さんも発言権はきっちりありますので、農業委員さんと同じだけの発言権あります。
佐藤推進委員	一つだけちょっと余計なことですけど、そもそもあと10年後に農家が1,692戸あるかどうかというの、あの自分実際推進委員をされていてですね、年々作ってくれちゃう人はおるけど、作ってあげようという人が探すのが難しい状況の中で、果たしてこんだけの人が10年後残っているのか。自分自身もあと10年後にはもう離農者ですんで、もうどうなんかなあというのがちょっと気がかりな点です。はい、すいません。
議長	<p>今の佐藤さんの意見、本当に率直な今後の悩みになってくる、課題になってくるんじゃないかというふうに思います。その中でですね、先日より農振地域の問題がいろいろ浮上しております。果たしてあそこが農振でいいのかどうかというところがありますけども、それについては農林課の方も早急に農業委員会の委員さんと、推進委員さんも含めてですが、協議をしようじゃないかというようなことになっております。日にち等が確定しましたら、皆さんの方にはお知らせし、そして総会で誰と誰と誰が、それに参加するっていうことを決めてですね、農振地域の問題についてもきちんと解決していきたいというふうには思っております。どう見ても、農地じゃないって思えるようなところまで農振地域のままで残っております。っていうのがですね、いろいろ調べましたら、農振の見直しをするときに、行政の方はアンケートを取り、あなたの農地が農振地域に入っているところがありますけれど、農振を除外した方がいい所がありますか、それともこのままでいいですか、というふうなアンケートを取りました。でほとんどがですね、このままでいいですというふうに戻ってきた。というのはですね、別段自分には何も影響はないというふうに考えておられる方が多いんじゃないかな、というふうに思います。後はですね、やっぱりあの、農業委員ですし推進委員ですから、やはりこの部分については農振を外した方がいいよ、もう農振で置いとく価値がないよっていう部分については、農振をきっちり外した方がいいんじゃないか、どうしても農振でなければいけないときには、農振に参入・編入することは意外と簡単にできます。除外は難しいですけども編入は簡単に、意外と簡単にできます。まあその辺も玩味して今後の方針をきっちり出していったらいいんじゃないかな、というふうに思います。</p> <p>そういう中で私としては、基本的な数字から算出した数字で、本日の公表された目標等について触れておりますけども、今後この</p>

	<p>辺の数字も大きく変化していくんじゃないかなと、いうふうには思います。その時にはまたその時で皆さんと協議をし、対応をしていけたらいいんじゃないかなというふうには考えております。今回の報告第5号につきましても、もしこの中で、まだまだ意見等あると思いますので、ずっと農業委員会の総会、それから途中で「あ、これはこうだな」と思われた時には事務局の方に連絡をいただいて、ここおかしいんじゃないかというのがあれば意見を随時出してもらえればいいんじゃないかというふうに思っております。よろしく願いいたします。他に何かないようでしたら、はい。</p>
委員	<p>はい、あの不思議に感じましたんで。なんで集積率が70パーセントになってるんですか。従来は県の目標は80パーセントだったんですが。今回が70パーセントに切り変わってるというのは、従来と基本的に変わっていることがあるんで、集積率もだいぶですね、農家の方々も頑張っていたきたいということだと思いますんで、その部分を十分認識していただきたいと思います。</p>
議長	<p>4ページ一番下に、新規就農フェアへの参加っていうのが書いてあります。山口県ですね、この就農フェアが一番よく参加しているのは●●です。●●はかなり新規就農者がよそから結構来てます。美祢市に一時いて今は●●に行っちゃいましたけども、●●にいらっしやいましたよね。あの若い夫婦が。●●の前ところで、●●さんがかなり心配されて。彼たちも●●にいったん来て、●●から秋芳町に来たんですよね。あの●●に。あの、そんな感じでこのフェアにいけば、かなりの人たちとの面談って言いますか、話が出ます。どっかに行って農業したい、移住したいっていう人たちと話が出ます。</p> <p>私行きました。その時に13件くらいの人と話をし、資料を持って帰りました。農業委員会が直接やれる立場にないので、農林課の方に渡しましたけれど、その後何の返事ありません。</p> <p>よろしゅうございますかね、じゃあ報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>ではその他の方に移りたいと思います。4月については農業相談日はありませんでした。よって今日は報告はございません。</p> <p>本日の議案につきましてはすべて終了しましたが、皆さんの方より何か特に意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら事務局より今後の諸伝達をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは今後の日程について、本日配布しております令和5年5月の日程についてをご覧ください。総会は5月17日水曜日、14時から。市民会館第2会場、こちらでございます。ここでやりたいと思います。農業相談日は5月9日火曜日、時間は9時から。美祢地区担当の石田委員、美東地区担当の倉増委員、秋芳地区担当の安富委員、よろしくお願いたします。現地調査につきましては5月10日、水曜日。時間は9時からを予定しております。馬屋原委員、武藤委員、どうぞよろしくお願いたします。</p>

議長

集合場所は農業委員会事務局に8時50分ごろによろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

それでは互礼を行いたいと思います。

互礼。

午後3時15分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和5年4月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

